# 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員表彰等規程案(抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、職務に精励する職員等の労に報いるため、表彰又は報奨することによ り、さらなる勤労意欲の高揚に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究 所(以下「法人」という。)における次の者をいう。

- (1) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員就業規則(平成29年規程第7号) 第3条に規定する職員
- (2) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所再雇用職員就業規則(平成29年規程 第9号)第2条に規定する職員
- (3) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所非常勤職員就業規則(平成29年規程第 8号) 第3条に規定する職員

(表彰)

第3条 理事長は、職員等に対し、次の表彰を行う。

(1)優秀職員表彰 (2)功績職員表彰

## (優秀職員表彰)

第4条 優秀職員表彰は、次のとおりとする。

- (1)技術開発賞
- (2)業務改善賞 (3)学協会賞受賞者賞
- (4)部門賞
- 2 前項第1号から第4号の表彰の評価対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とす る。

# (技術開発賞)

第5条 技術開発賞は、最優秀賞、優秀賞及び発明賞を設け、課、室並びに専門分野又は職 員等(個人又は複数の個人)が、次の各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1)優れた研究の立案、遂行又は論文の発表
- (2) 革新的な検査手法の開発
- (3) 通常の職務の水準を超える技術の考案、具体化
- (4) 前各号に準じるもの

#### (業務改善賞)

第6条 業務改善賞は、課、室並びに専門分野又は職員等(個人又は複数の個人) が、次の各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1)優れた業務改善、事務管理手法の提案、実行
- (2) 前号に準じるもの

### (学協会賞受賞者賞)

第7条 学協会賞受賞者賞は、法人外から表彰され又は高い評価を受けた研究成果、論文等 を発表した職員等(個人又は複数の個人)に対して行う。

## (部門賞)

第8条 部門賞は、中期計画において予定している業務について、顕著な実績をあげた職員 等(個人又は複数の個人)を表彰する。

- (1)依頼試験業務優秀賞 (2)競争的研究資金獲得活動優秀賞
- (3)受託研究業務優秀賞
- (4)講習会等情報発信業務優秀賞
- (5) 論文投稿優秀賞

## (功績職員表彰)

第9条 功績職員表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員等に対して行う。

- (1) 職務外において、社会的に有益な発明、発見又は顕著な改良をした職員等
- (2) 職務外において、学位を取得した職員等
- (3) 職務外において、身の危険を顧みず篤行をした職員等
- (4) 職務外の行為について、広く賞賛を受け、著しく職員の名誉を高揚した職員等
- (5) 前4号に掲げるもののほか、職務外において、表彰することが適当であると認めら れる善行のあった職員等

#### (表彰の方法)

第 10 条 表彰は、表彰状の授与その他適当と認められる方法により行い、副賞を授与する ことができる。

#### (表彰の時期)

第11条 表彰の時期は、原則として毎年5月上旬とする。

以下略